

p H中和装置修繕業務契約書（案）

愛媛県原子力センター所長 宇高 真行（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 業務の内容は、別添「p H中和装置修繕業務仕様書」（以下「仕様書」という）による。

（契約の期間）

第2条 業務の契約期間は、契約締結日から令和8年3月19日までとする。

（契約の効力の遡及）

第3条 電磁的記録にて契約書を作成する場合は、この契約の甲と乙の電子署名がともになされた日が前条の契約期間の開始日より後の日であっても、本契約の効力は、当該契約期間の開始日から生ずるものとする。

（業務料）

第4条 この契約に基づく業務料は、金 円（うち消費税及び地方消費税金 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金 円とする。

- 2 乙は、第9条第2項又は第3項の検査がすべて終了した後、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。
- 3 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
- 4 契約保証金は、利息を付さないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、書面によりあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第7条 乙は、本業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に請

け負わせることについて、書面によりあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（調査等の実施）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（報告及び検査）

第9条 乙は、業務が終了したときは、甲に対して仕様書に定める書類のほかに履行終了通知書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の履行終了通知書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、業務の実施について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、業務等について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正実施を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（業務料の支払）

第10条 乙は、前条第2項又は第3項の検査がすべて終了した後、業務料支払請求書を提出するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、業務料を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限内に対価を支払うことができないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（甲の解除権）

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第13条によらないで、乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲が行う確認の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
 - (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (7) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

- 第12条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わなければならない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払いの日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

- 第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、こ

の契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、修繕業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年 月 日

愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地485番地1

甲 愛媛県原子力センター
所 長 宇高 真行

乙

様式第1号（第9条関係）

令和 年 月 日

愛媛県原子力センター

所長 様

住所

法人名

代表者職氏名 印

履行終了通知書

令和 年 月 日付けで契約を締結したpH中和装置修繕業務を終了しましたので、関係書類の提出とあわせて通知します。